

平成22年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成22年9月28日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第52号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第58号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第59号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第60号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第61号 平成21年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第67号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第68号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第69号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第54号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第55号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第64号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第65号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第53号 平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第62号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 発議第8号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について
- 日程第21 土地財産調査特別委員会の中間報告の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武 雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨 男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆 義	16番	広瀬 時 男
17番	若園 五 朗	18番	星川 睦 枝
19番	藤橋 礼 治	20番	小川 勝 範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第 52 号から日程第 8 議案第 69 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 1、議案第 52 号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第 69 号平成 22 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらにつきましては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、御報告させていただきます。

議席番号 6 番 森治久でございます。

ただいま一括議題となりました 8 議案について、会議規則第 39 条の規定により産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、9 月 13 日午前 9 時 30 分から菓南庁舎 3 の 2 会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第 52 号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 58 号平成 21 年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査では、現在水洗化率は 62.6% とまだ低い状況である。さらなる水洗化率の向上を目指すための積極的な方法を考えなければならない。今後の水洗化率向上策はとの質疑があり、下水道接続の勧奨として、平成 20 年度は、未接続の全世帯に対する戸別訪問、平成 21 年度は、戸別訪問 21 件、文書勧奨 331 件を実施した。そのほかにも、電話での勧奨や来庁していただいた方への個別勧奨を実施した。今年度も引き続き未接続世帯への勧奨を行っていききたい。特に未接続の企業等に対して勧奨を行う。また、年度内に文書勧奨も行うとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第59号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第61号平成21年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての審査では、それぞれ決算書に基づいて補足説明があった後、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第67号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第68号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての審査では、補足説明として、それぞれ歳入のみの補正であり、平成21年度決算額の確定に伴い繰越金を増額し、同額を一般会計繰入金から減額するものとの説明があった後、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第69号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査では、補足説明として、今回の補正は、上水道の配水管に滞留水が発生する状況となっており、その配水管からの給水工事を承認したことにより、適正な飲料水の給水機会を遺失し、これに対する補償対策として、市顧問弁護士と相談しながら、相手方と話し合った結果、和解金を支払うということで、長年にわたり協議したものが決着したので予算計上したとの説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の当委員会関係箇所について執行部から説明を求めました。

この中で、款土木費、項都市計画費、目公園費に、公園調査設計委託料800万円及び土地建物等購入費1億9,200万円が計上されており、内容は12カ所の公園計画予定箇所のうち、既に市普通財産である3カ所を除く9カ所について、当補正予算が可決された後、予算の範囲内で絞り込みをし、決定したいというものであります。

しかし、協議をした結果、公園用地購入費1億9,200万円の積算根拠となる箇所がいまだ選定されていない状態で当該予算を計上したことについては、その算定根拠が不明確であり、さらに精査すべきと考え、現段階においては継続審査とすべきところであるが、執行部の公園・緑地等基本計画に基づいて整備されることを尊重し、当補正予算は認めるものとする。

ただし、公園用地購入における選定については、執行部において12月定例議会前までに十分精査し決定した後、産業建設常任委員会で明らかにし、協議をしながら進めることを条件とすることで全委員一致の意見を得たので、この議案が付託された総務常任委員会に送付する意見として、報告書を議長に対し提出いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。委員長 森治久。
議長（小川勝範君） これより、議案第52号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に

関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おはようございます。議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいまの産業建設常任委員会の委員長報告について、質疑させていただきます。

産業建設常任委員会に付託された案件は、ただいま報告にありましたとおり8件でした。この報告を見ますと、非常に簡潔にまとめられて、わかりやすい報告だと思いますが、この常任委員会が開かれた9月13日9時半から傍聴いたしました、

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、議案第52号についての質疑でございます。

3番（熊谷祐子君） 52号と、以下8件全部にかかわることですので。

議長（小川勝範君） 52号だけでございます。

3番（熊谷祐子君） でも、ほかのも全部、一々申し上げることになりますので。

議長（小川勝範君） 52号だけ質疑してください。

3番（熊谷祐子君） じゃあ、52号だけについて申し上げます。ほかのもそうですが、今、52号だけ申し上げます。8分の1ということになります。

。私が申し上げたかった……。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に再度申し上げます。52号の議案についての質疑でございますので、そのように把握してください。

3番（熊谷祐子君）

。以上です。

議長（小川勝範君） 52号の質疑ではございませんので、取り上げません。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

後刻取り消し発言あり

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第58号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第59号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第60号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第61号平成21年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第67号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第69号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号から日程第14 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第54号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議案第65号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めま

す。

厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、9月13日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第54号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書に沿って補足説明があり、その中で注視すべきは、財政運営状況について、前年度からの繰越金と基金からの繰入金を差し引いた単年度の収支決算において2年連続赤字となっている点と、税収面において、長引く不況の影響を受け、国保税収入の徴収率が0.14%減少している点でありました。

続いて、質疑では、今回の補正予算が可決された場合、2億4,700万円が基金として積み立てられるが、22年度末基金の合計額は幾らになる予定かとの質疑に対し、21年度末で3億8,079万8,000円となっており、22年度は、当初予算に基金からの繰入金を1億2,500万円計上したので、これを差し引き、今回補正予算、積立金2億4,700万円を増加すると、22年度末では約5億300万円の残高見込みになるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第55号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第56号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成20年度より後期高齢者医療制度が開始されたことにより、老人保健制度は平成19年度で廃止されたが、平成22年度までは経過措置として当特別会計を設けることとされているとの補足説明を受けました。

続いて、質疑では、医療機関からの医療給付費の請求漏れ、月おくれ請求等による金額変更は22年度で終わるということであるが、年度末までに適正な事務処理を終えることができるか。また、仮に23年度以降に処理が発生した場合、どのようになるのかとの質疑に対し、おおむね今年度中に事務処理は完了するものと思われる。しかし、どうしても過誤による精算が発生した場合は一般会計で受けることになると判断しているが、今の段階では国から具体的な指示が来ていないのが現状であるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第63号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入で、国保税の調定額確定による6,082万5,000円の減額補正と、平成21年度決算額の確定により、歳入の繰越金を3億5,135万9,000円増額するものであり、これを事業費に充てて、その残額を基金積み立てにするとの補足説明を受けました。

続いて、質疑では、今回保険税が6,000万円ほど減額になっている。これは、当初の見込み違いという説明ではあるが、一般会計の補正の中で、個人の市民税が1億4,000万円ほど増額になっている。国保税はこれに連動して計算されるはずなのに、なぜ減額なのかとの質疑に対し、国保税の加入者は、市民税の納税義務者のうち、自営業者など、また給与所得者で退職された普通徴収の方であり、所得内容が違っている。市民税は、失業者が多くなり、特別徴収から普通徴収が多くなるだろうということで、給与所得を低く見ていたものであるとの答弁でした。

また、予備費については、療養給付費予算額の3%を計上するということであるが、補正をしてまで組まなければいけないものなのかとの質疑に、予備費は急激な医療費の増に対応するものであり、その都度、医療費の動向を見ながら、療養給付費の3%を確保しておくことが財政上においても対応ができるものであるとの答弁でした。

そのほか、国保税については、本年度は平均で15%ほどのアップであったが、23年度以降、現状の税額で当事業を支えることができるのかとの質疑に対し、今年度の医療費の動向を見ると、大体1ヵ月2億2,000万円から2億3,000万円で推移している。今後においても前年度並みで、大きな伸びはないと想定しているので、現段階においては来年度の見直しは見込んでいない。しかし、今後における医療費の増加、法律改正などの動向を注視しながら判断したいとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第64号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、広域連合からの支出金があり、その歳入を保険事業の拡充に充てるものと、また平成21年度決算額の確定により、繰越金を歳入に計上し、これを広域連合への納付金に充てるものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第65号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、平成21年度決算額の確定による一般会計からの繰入金、繰越金、交付金の増減であり、総額に変更はないとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わります。平成22年9月28日、厚生常任委員会委員長 若井千尋。

議長（小川勝範君） これより、議案第54号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第54号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の討論をさせていただきます。

21年度の決算の歳入歳出差引残高は3億6,760万円で、これは補償給付金が増加することを見込み、国保基金を2億1,000万円計上されていることとございます。20年度繰越金が1億6,818万円増加されたことにより発生したものであります。この結果、平成22年度補正予算には、歳入に繰越金3億5,135万円が増加し、歳出には国保基金に2億4,700万円が積み立て計上されています。これは、21年度の歳出を過大に見込み、22年度の国保税の値上げを促進したものであると思われま。

日本共産党は、安心して国保税が払え、安心して医者にかかれるために、国保税は値下げをすべきだと主張してきました。国保財政が安定されるには、国庫負担金を増加されることが基本ではありますが、しかし、これがすぐに実現しない場合は、住民の命、また暮らしを守る社会保障の立場から、一般会計の法定外の繰り入れも実施し、国保税を値下げすべきであります。以上の立場から、平成21年度の決算認定には反対をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第55号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第56号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第63号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時13分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど休憩中に、松野藤四郎君から熊谷祐子君の関係等について申し出がありましたので、松野藤四郎君の発言を許可いたします。

松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第52号の瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての中で質疑がございました。

後刻取り消し発言あり

。これについて、その言葉を削除、あるいは取り消しをしてほしいということをお願いします。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に申し上げます。

先ほどの松野藤四郎君の質疑に対しまして、熊谷君はどういう考えを持っておられますか。演壇で答弁してください。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

削除、または変更ですか、訂正ですか、訂正の場合はどういうふうに訂正するのか。また、訂正もしくは削除の理由をお聞きしたいと思いますが、お願いします。

議長（小川勝範君） それは答弁できませんので。

松野藤四郎君の発言、並びに熊谷祐子君の発言につきまして、産業建設常任委員会委員長報告に対する52号の熊谷君の質疑は関係ございませんので、議長権限で削除いたします。

日程第15 議案第57号及び日程第16 議案第66号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第15、議案第57号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第66号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
文教常任委員長 棚橋敏明君。

文教常任委員長（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

ただいま議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告させていただきます。

文教常任委員会は、9月14日午前9時30分から南庁舎3の2会議室で開催し、全委員出席のもと、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案第57号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査結果を要点を絞って報告します。

まず、執行部より決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑を行いました。

最初に、収納対策はどのように取り組んでいるのか。収納率は県内で何番目ぐらいに位置しているか。未納者には、支払いたくても支払えない人、自分勝手な言いわけで支払わない人に分けられると思うが、個々の状況を把握しているかとの質疑があり、これに対し、滞納整理は

取り消し発言

基本的に給食センター事務職員2名が中心となり行っていたが、未納対策について、監査委員より指摘を受けたこともあり、昨年度より教育委員会総務課全員で取り組んでいる。その結果、過年度分を含めた全体の収納率は平成20年度より0.1%上昇し、95.9%となった。収納率の順位については把握していないが、学校において直接収納をしている市町村においては率が高く、本市のように口座振替に切りかえた市町村では率が低下する傾向にあると聞いている。未納者の状況については、戸別訪問等を行い、分納誓約をとるなど、きめ細かな対策を実施しており、状況はほぼ把握しているものと考えている。なお、給食費をどうしても支払うことができない生活困窮世帯に対しては、就学援助事業実施要綱に基づき給食費を援助しているとの答弁でした。

また、給食費を含め、その他学用品などにおいて先生が立てかえているという事例はないかとの質疑に対し、給食費については基本的に口座振替とし、給食センターで一括管理をしているため、先生方に迷惑をかけていることはないとの答弁でした。

最後に、一議員より、給食費を支払えない家庭は、学用品費、修学旅行費等も含めて滞っていることが多いと思われる。そのことによって、児童・生徒が差別など嫌がらせを受けないよう、教育委員会としては早目の措置をしてほしいとの意見がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

続いて、議案第66号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、平成21年度繰越金137万6,000円を歳入に計上し、全額給食事業費に充てるものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年9月28日、文教常任委員会委員長 棚橋敏明。

議長（小川勝範君） これより、議案第57号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第66号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第51号から日程第19 議案第62号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第17、議案第51号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より、総務常任委員会の委員長報告のお許しをいただきましたので、委員長報

告をさせていただきます。

御案内のとおり一括議題となりました3議案につきましては、会議規則第39条の規定により総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告を申し上げます。

総務常任委員会は、9月15日と16日の両日午前9時半から、また17日は午後2時半から議員会議室におきまして開催されました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、各部長、会計管理者、教育次長、調整監及び総務常任委員会所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って御報告申し上げます。

まず初めに、議案第51号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第53号平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

本案については、3常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

次に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

一つとして、樽見鉄道へ1,083万5,000円の補助金を支出しているが、樽見鉄道の累積赤字と、それによる今後の方向性はどうかとの質疑について、樽見鉄道への補助金の内訳は、上限1,000万円の固定経費と83万5,000円の固定資産税である。人件費等の経費の削減は限界に近づいている。いかに売り上げを上げるかである。樽見鉄道の累積赤字は2億3,000万円ほどである。そして、平成19年度から5カ年の再生計画を立てているが、昨年度の決算が今までより少し悪かった。計画では毎年8,000万円台までの経常損益なら支援できるが、それ以上は難しいと幹事会や総会でも意見が出されているとの答弁がありました。

2番目として、顧問弁護士委託料において、現在の顧問弁護士は穂積町時代からの弁護士が就任しているが、20年以上の期間にわたっている。市内にはほかの弁護士がいる中で、選任を見直す必要があるのではないかとの質疑について、弁護士も得意分野、つまり専門分野があって、一律ではないことは認識している。しかしながら、現在継続中の裁判もあり、そうしたことを考えると、一概に就任期間が長いからという理由だけで考慮するのではなく、弁護士の資質等総合的な観点で、あるいは視点で判断すべきと考えたとの答弁がありました。

3番目として、交通指導員の総括について、どう考えるのかとの質疑について、交通指導員の設置要綱には、指導員は2名となっている。現在は1名で相当量の業務をこなしており、今後は2名体制を検討している。主な仕事は交通安全教室であり、今後は親子で参加できる交通安全教室を計画していきたいとの答弁がありました。

4 番目として、市民安全対策監の執務状況はとの質疑について、職員の窓口事務での暴力団対策法に基づく不当要求のトラブル対応や青色パトでのパトロール、小・中学校での子供の非行に対する対応や、学校と子供、学校と親とのさまざまな問題に対処していただいている。警察は問題が起きてからでないに対応してもらえないことが多く、対策監は現場での事前の相談に対応していただき、事件となる前の防止や被害を最小限にとどめる手だて等、対策監ならではの知識・経験・人脈を最大限に生かした対処をしていただいているとの答弁がありました。

5 番目として、定額給付金の未給付世帯に対して、行政は個別にきめ細かい対応をしなかったのはなぜかとの質疑について、未給付世帯490件の多くは受給対象であったが、その後、申請をせずに転出、または帰国してしまった外国人などがある。また、本人の意思で申請されなかった例もある。定額給付金は、国の事業を市町村が受託するような形で実施されたものだが、申請する権利を行使しないのも本人の意思であり、もし忘れていた人があればということで、さまざまな方法で、広報やホームページ、広報無線など周知策はとってきた。給付済み世帯数の割合は97.4%であるが、県内他市町村と比べても決して格別に悪いわけではないと総括しているとの答弁でありました。

次に6 番目として、敬老会事業について、敬老会事業は国の事業である。自治会によっては事業の差があり、平等ではないし、敬老会をやっていないところもある。補助金は少しずつ上がってきたが、それでも少ないため、自治会の経費を持ち出して行っているところもある。市は、書類だけでなく、各自治会の敬老会事業を実際に見に行き、どのようにやっているのか内容を把握する必要がある。また、学校教育の一環として、老人等弱者に配慮した手厚い行政をお願いしたいとの質疑について、老人福祉法の第5条に、「国及び地方公共団体は、老人週間において、老人の団体、その他の者によって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」とある。瑞穂市は、住民参加のまちづくり、コミュニケーションを兼ねて、自治会に敬老会事業をお願いしている。今後の敬老会のあり方については、自治会の敬老会に出向いたり、自治会連合会との協議の場を設け、方向性を検討していきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論に移り、まず反対討論として、平成21年度予算において、監査委員事務局を独立させることはいいが、議会事務局の職員を減らすことに対しては反対した。したがって、当決算についても反対させていただく旨の討論があり、次に賛成討論として、決算において監査意見を十分に尊重し、今後の事業に生かしてもらえるものとして賛成である旨の討論がありました。採決の結果、賛成多数で本議案は認定されました。

次に、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について審査いたしました。

まず先に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、本案について3常任委員会で所管部分の協議をした結果、厚生、文教の2常任委員会からは特に意見はありませんでしたが、産

業建設常任委員会の協議会としての意見報告があり、それら報告を含め審査いたしました。

この議案の質疑として、歳入の臨時財政対策債2億円は全額基金に積み立てることは可能かとの質疑について、この起債は一般財源のため、何に使ってもよく、この2億円を基金に積み立てたとしても問題はなく、交付税にも算入されてくるとの答弁がありました。

次に、公園の用地購入費について、全員協議会に配付された資料の中では、その記載を「計画予定箇所」としているが、補足説明では、「候補地」とか「地元要望箇所」等の表現で説明しているが、どのような区分であるのか。執行部は表現を一本化して説明しないと言葉があいまいで市民に混乱を与えるのではないかとこの質疑については、一覧表の備考欄に「地元要望あり」と記載したほとんどが要望箇所であり、表現の取り扱いにはもう少し思慮すべきだった。趣旨的にはなかなか判断が難しいところもあり、このような表現になってしまったので理解していただきたいとの答弁がありました。

また、予算案提出時に購入場所の特定がなされるべきであり、算定根拠を明確にすべきではないという質疑については、購入場所は特定できていないが、議会と協議しながら、この中で客観的かつ総合的に判断した後、地権者の理解が得られれば、その土地の購入を行う予定である。予算がないと用地購入の交渉もできないので、前もって予算化し、購入できるところから予算の範囲内で用地購入するものであるとの答弁がありました。

これら質疑の後、お手元に配付しておりますとおりの若園委員による修正案が提出されました。その内容は、公園費においては、公園調査設計委託料800万円及び土地建物等購入費1億9,200万円を削除し、公共施設整備基金積立金に2億円を追加するというものでありました。趣旨説明として、今回の提案説明の中に議案を審査できる細かい明細や説明がない。最終的には計画予定箇所の特定もなかった。その点を総括すると、今回は公園費の予算計上は行うべきでなく、将来の施設整備財源として基金に積み立てをする予算に修正すべきものであるとの内容でした。

その後、修正案に対する質疑の最中に現地視察を必要とする動議があり、急遽、執行部が示した公園計画予定箇所9地区の現地を視察し、16日の総務常任委員会は終了しました。

そして、翌17日に再開いたしましたが、質疑はなく、討論を行いました。

討論では、まず修正案に賛成の立場で、積算根拠について明らかにしていただきたい。地元要望の対応については、目鼻がついた状態で予算化するもので、決まっていない段階で予算化することは説明責任が大ざっぱ過ぎる。予算化に対する説明が果たされていないとの討論がありました。

次に、原案に賛成で修正案に反対という立場で、今回積算根拠が不明確というならば、過去における同様な予算においてすべて明確にしてきたのか。過去の経緯を踏まえるならば、妥当な提案であると思われるとの討論がありました。

採決の結果として、まず修正案は賛成多数で、本修正案のとおり可決しました。

次に、修正案を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決いたしました。

なお、最後に、修正案を可決した全委員の意見として、公園をつくることについてはすべてが反対というものではない。公園用地の箇所づけ、積算根拠等を明確にしないまま補正予算として提案したことに問題がある。執行部におかれては、箇所づけ、積算根拠等を明らかにした上で、近い将来提案されたならば、当常任委員会としては、その時点で粛々と審査に応ずるものであると結論づけました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年9月28日、総務常任委員会委員長 広瀬武雄。

議長（小川勝範君） これより、議案第51号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第53号平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、この議案第53号平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算認定について、総務常任委員会で審査したと。私も総務常任委員会で委員と

して汚しておりました。

どうしてこの壇上に入ったかと。普通であれば、所管の委員会に所属しておりますので、よほどのことがない限りは壇上に登って、どうのこうの意見を差し挟むような不見識な男ではございません。

そこで、なぜかと申しますと、私は、この21年度の予算、予算というのは昨年度3月に執行部が予算計上されて、議会で粛々と質疑をして、その上で全員か、賛成多数かはともあれ、議案は通った。その後、議会の議決に沿って執行部は仕事を粛々とされておる。

その内容の審査については、監査委員お2人によって、その権限に基づいてしっかりと監査をなされておる。

なぜ、私がここで立ったかと申しますと、次に出てくる補正予算との絡みがございます。と申し上げますのは、予算審議は総務常任委員会に、常道からいって付託されております。53号の21年度の予算も21年度の総務常任委員会で審議されておると思います。

そこで、私は、審議というものは、特定な偏見、特定な考えでもっての審議はならんと思う。公平公正に平等に、どこから見ても意見を差し挟むような見識のもとでの審議はあってはならないと思う。そうであるならば、あとの問題で私は提起しますが、まさしくこの予算の中には、補助金の問題、委託費の問題、事業費の問題、その他、修繕費の問題、道路河川管理、水道関係、総務に関係することでも大体総括的な項目で予算計上されておると思います。私はその当時も総務委員会の一員として汚しておりましたので、その部分において積算の根拠、箇所づけ、全部詳しく審議するのは当然であろうと思いますが、それを全部究明し、しっかりと執行部から御答弁をいただくとするならば、3日や4日や1週間でできるものではないわけです。今まで慣例においても項目ごとに予算計上をされておられる。中身については、アバウト的に質問を求めますが、積算の根拠、それから箇所づけ、詳しく求めるのが本意であるけれども、1週間も10日もかかるはずで、全部求めて、納得するまで審議をしておいたら。大体過去においても、2日や3日で総務委員会は終わっておるんですね。なぜ終わるかといいますと、大体執行部を曲がりなりにも信じて、ある程度アバウト的な質問はするけれども、その内容が曲がりなりにも納得できれば、執行部の執行妨害をしてはならんので、アウトラインの質問はするけれども、曲がりなりにもわかったら、認めてきておるわけですね。

ところが、あとの議案にも属しておりますので、私は、そういう観点から、総務委員長としては見識が高い方でございますので、今までのことは私は許容しますが、今後において、来年も私は総務常任委員会に属しておりますので、議長からの罷免でない限りは私は総務常任委員会に属しておりますので、来年度の予算計上については、しっかりと詳しく積算の根拠、箇所づけ、あらゆる面から質問を執行部にいたす予定でございますので、それで納得できる答弁がない場合は修正を求めることにいたしますので、総務委員長としての所見、御見解を求めます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいま山田議員から、委員長報告の中における議案第53号の21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての御質問だったと思われませんが、その質問の内容からは、おっしゃっていただきますように常任委員会の中でもこのような御発言はございました。そのたびに申し上げてまいりましたが、いわゆる過去はどうだったんだというような、一般的に言うところのそういう考え方ではないかなと推測しておるんですけども、今後、おっしゃられますように箇所づけが必要なものについては、極力議員がおっしゃるような方向でやはり審査していくべきだと、あるいは皆さんと意見を交わしていくべきだと、このように総務委員長としては考えておりますので、皆様方の賢明なる御意見をまた拝聴させていただきたいと、このように思っておるところでございます。以上で答弁を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、総務委員長をとやかくいじめる気はさらさらございません。議員も立派な議員ばかりでございますけれども、特に総務委員長は崇高な立派な人だと私は御尊敬申し上げる唯一の人だと思っています。

それで、予算審議をする総務委員長として、私は的確な委員長やと思っているからこそ申し上げておるといことです。

これは認定ですから、とやかく言いませんが、あとの議案と総務委員会としては絡んでおりますので、あえて申し上げておると。やはりどこから見ても、公平な審議、中正な審議、この項目はある程度ほかの要素を入れて、どうのこうのやれと、そういう見識ではないと私は思っておりますので、だからゆえに、この議案、直ではないけれども、関連しておりますので、僕は来年総務委員会に属しておりますので、だから、どの項目でもいろいろ積算の根拠を詳しく質問しますので、アバウト的に答弁があった場合は認めません。認めない場合は、委員長として、不明瞭な答えの場合は修正議案として出すというのが平等な委員長の処遇ではないかということをお聞きしておるんですね。あとの議案に修正議案を出されるわけですから、それを出すと委員長報告の中で言っておられるわけですから、だから、私は、この議案について、容認ということはいたすつもりでおりますけれども、総務委員長は全体の中での審議の委員長報告でございますから、だから、来年の一般予算の審議については、積算の根拠、箇所づけを詳しく質問して、執行部が答えられなかった場合は、全部修正議案として取り扱っていただけるかどうか、委員長として、取り扱っていただけるといならば、私は何も言いません。委員長としての職責の所見をお聞きたい。以上です。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。

今の質問については来年度の予算の関係でございますので、総務委員長は答弁ができません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議長に申し上げますが、私は、議案、直は外してあるかもわかりませんが、審議の内容について、委員長としての職務に対して、どういうお考えかと聞いておるわけですね。だから、この議案は直じゃないにしても、21年度の、去年の3月議会で提出、審議してきておるわけですよ。審議して、決算認定を9月議会に諮っておるわけですね。だから、因果関係、絡んでおるんですよ。あえて私が何でそういうところへひっかけて言うかという、あとの議案に問題があるわけですよ。だから、審議の内容は、平等にやっていただければいいんです。平等にやるとおっしゃっていただければ、私は何も言いません。委員長は偏見的に運営をする人ではございませんと私信じておりますが、そこをしっかりと言葉で答弁していただければ結構です。それを求めます。私は、議案と全然外れているというような、とんでもないことを質問しておるわけではございませんから、しっかり答えてください。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に再度申し上げます。

この53号については21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定でございますので、今の質問等については、22年度の予算の関係等の質問でございますので、控えていただきたいと思ます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、議員の見識の問題も絡んでおりますので、そのときばったりで、偏見的な審議は許しません。どんな審議でも、市民の代表として、皆さんは立派な議員、出ておられるわけですから、だから、審査の基準というものは、厳正かつ公平に審議しなきゃならんから申し上げておるんですね。過去に箇所づけとか、そういうことをきちっととことんまで審議してやっていないように思われますので、だから、今後はやってくださいと。やりますとおっしゃられれば、委員長は立派なものであると。それも、総括の中で総体的な質問の中で絡んでおるわけですから、だから、議長は、難しいことではございませんので、その答弁を求めただけですから、何も混乱させるつもりはございません。委員長に求めてください。

議長（小川勝範君） 先ほど言いましたように、委員長の結果報告の質問でございますので、山田隆義君の意見につきましては自分の意見が相当入っておりますので、討論の中で行っていただきたい。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの山田議員の御質問に対して、議長の言われますように本来はお答えすべきではないかも知れませんが、あえて好意的に答弁をさせていただきますならば、おっしゃることは十分理解しております。しかしながら、御存じのとおり、総務

委員会は委員長一人で右へ行ったり左へ行ったり、傾斜させるわけにまいりません。ほかの委員の皆さん方の公平な御意見を伺いながら、その中で委員長としては総務委員会を仕切っていくという立場でございますので、山田議員のおっしゃることは十分理解しておりますので、もちろん次の総務委員会でもそのような御意見を拝聴はさせていただきますが、結果として、総務委員会がそのような方向に行くかどうかは、これはその場になってみないとわかりませんが、私の考えとしては、皆さんの御意見をあくまでも尊重していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願ひます。

起立多数です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、これも、私が総務委員会に属しておりますので、よほどのことがない限りはこの壇上で意見を申し上げるということは見識だと思っております。その上、私は、能力は疑うかも知れませんが、最古参でございます。だからゆえに、そのときばったりの審議は許されるものではないということをお先ほど申し上げておるわけです。

この62号におきましては、いろいろと慎重に審議をしていく中で、公園問題が出ております。

執行部におかれましては、提案理由の中で、瑞穂市の中でおくれておるのは、特に旧穂積町においては下水問題。私は一番下流に住んでおります。新堀川におきましては、油も流れてくる。ヘドロも流れてくる。今現在も1メートルもないんですね。50センチぐらいあるだけで、下が見えない。ヘドロだらけです。それは何に起因しておるか。下水が問題だと思っております。確かに堀市長は、下水の問題はたびあるごとに言われる。中央については私はとやかく言いませんが、解決しなきゃならん問題。

もう一つは、瑞穂市は人口急増地帯です。特に若い人が住んでおられるまちです。国においても、緑化の問題。若い子供たちが育つには、緑をつくり、皆さんの憩いの場として公園も必要であると。これも、国からも言われておるし、堀市政においても大きなテーマだと。これについては、私は感動しておる一人です。

そこで、この62号においての公園の予算化、急にこんなもの上げてきた。これも問題やと。こんな大きな金額は当初予算で出すのが当たり前やないか。僕も当たり前やと思っておりますよ。急に出してくることが執行部は不見識だと思っております。

しかし、執行部の提案の中身を見てみますと、当初で公園問題もきちっと予算化したかったけれども、非常に不景気なために、財源の見通しが無い。だから、公園を予算化するのは遠慮したと。しかし、今に至って、諸般の財源も見通しがついた。だから、2億円の予算化をして、少しでも皆さんの御期待に沿いたい。そういう御提案のもとに公園を予算化されたと思うんですね。

そこで、私は申し上げるんです。よほど執行部が悪いことを計画したり、提案したりすれば、絶対に削除するなり、否決しないかんですよ。しかし、皆さん、全員の方が公園が必要やと思ってみえるんですね。公園は必要やと。しかし、出し方には不信感があると思うんですね。私も不信を持っています。しかし、執行部に聞きますと、皆さんも聞かれたと思う。3月で出したかったけれども、予算の問題がちゃんと見通しがつかんと。だから、見通しがつくまではちょっと出せんと言われたと思うんですね。だから、ここに至って見通しがついたから、見通しがついた以上、一日も早く皆さんの御期待に沿いたいといって出されておるわけですよ。

議員諸侯におかれましては、市民のニーズ、市民の福祉向上のために、選挙で皆さんの御期待に沿うように働きます、働きますと出しておるんでしょう。提案が補正予算で急に出したとか……。

議長（小川勝範君） 山田隆義君、委員長に質問してください。

15番（山田隆義君） だから、委員会の中でのことを私、質問しておっても、答弁がないから、ここで申し上げておるんです。

議長（小川勝範君） 今、質疑中でございますので、質問してください。

15番（山田隆義君） 質疑中ですよ。議長、しっかりあんた、仕切ってもらわなあかんよ。

あんた、3年目に入っておるんやで、しっかりしてくださいよ。わしは、あんた、尊敬しておるんやで。

私を制止したって、何やられても、壇上へ入ったからには、しっかり答弁を答えていただくまでは上がりませんから、その由、頭に入れておいてください。

それで、前へ入りますが、だからゆえに、私は、総務委員会でもいろいろ意見を言ったわけです。特に議案第62号については、総務常任委員会に付託されておるということは十二分に認識しておるわけです。しかし、産業建設常任委員会協議会、これは付託議案じゃございませんが、所管事項なんです。公園がいいか悪いかという問題は、総務常任委員会じゃないんですよ。産業建設常任委員会、ここが所管なんですよ。ここが議案の議決権はないにしても、十二分に審議する委員会であるということは皆さん御承知のとおりであります。

その議案の審議がなされた結果、公園は必要である。だから、予算計上は、総務委員会の皆さんよ、産業建設常任委員会としては認めるようお願いしたいと。しかし、その計上の仕方については、箇所づけもやっていないし、予算計上の積算もきちっと決まっていない。それは不明瞭だから、一日も早く公園をやってもらいたいので、予算は滞りなく可決するようにお願いしたい。しかし、無条件で認めるわけじゃございませんよと。ちゃんと所管委員会としては、公園の積算の根拠、箇所づけもしっかりやって、答えてください。答えられれば、即実施してください。そういう意見が出ておるんですね。だから、それを総まくりをして、総務常任委員会として審議をするために、一番後に総務委員会が決められておるのが常識なんですね。しかし、それが私はベターな結論だと思うんです。どこから見ても、公園というものは大事である。必要である。出し方については問題がある。全くそのとおりだと思うんですね。積算の根拠、箇所づけ、9カ所出しておるけれども、その中で何も答ええへん。これは出し方に問題がある。それは私は十分認識をしております。しかし、一日も早く適正な答えを出していただければ、すぐ公園の買収に移っていただくと。これが常識だと思うんですね。そういうちょっとした不明瞭な答えしかできない。できなければ、認められない。予算計上さえ認められない。そんな厳正な、今まで対応をされておるならば、一般予算のところでは私申し上げておるように、アウト的に、補助金の問題にしたって、交付金の問題、委託費の問題、事業費の問題だって、ある程度ちょっと聞いて、こんな程度などなどに使うということで、ああそうかなと大体認めておるんですね。だから、必要である公園ということが皆さんわかっておって、出し方が悪いとか、当然かもわからんけれども、必要だということはわかっておるわけですから、しかし、それを実施するについては、無条件で実施してもいいと言っておるわけじゃないですよ。箇所づけもやってもらって、その積算の根拠もきちっと答弁して下さって、それで納得できる御回答をいただければ、すぐやってもらえばいいという、産業建設常任委員会としては結論を出されて、総務常任委員会としてはしっかり審議してくださいと言われておるんですから、だから、

私は、厳正の上に厳正にやるならば、修正議案を出すのは当たり前やと思うんですね。だから、今回、修正議案が賛成多数で通ってしまうということであれば、僕は一般予算のところで先ほど申しましたように、来年からはしっかりと積算の根拠、箇所づけ、答弁をしていただければ賛成しますけれども、それが無い場合は絶対に容認をしませんので、1週間でも10日でも2週間でもやってもらいますから、しっかりと委員長として仕切れるか仕切れんかということを私は聞いておるのであって、あからさまに委員長を糾明し、混乱させるつもりはございませんので、審議の内容について私は問うているわけですから、委員長、怒らないでくださいよ。

そういうことでございますので、この議案に対して、私は原案どおり賛成すべきだと思っております。産業建設常任委員会が出された意見、これは正しいと思っております。だから、それについて、委員長として、どういうお考えか、もう一度御答弁を願います。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 再び、山田議員の質問にお答えいたします。

これは、先ほどの議案第53号でも御質問がありましたことと重複するかも知れませんが、ちょっと右と左に分けて考えますと、今回、修正案を進めるのであれば、これからのものはすべて修正案を出した箇所づけ、並びに積算根拠をすべてやっていってもらわないかんけど、総務委員長としてはどうかと、こういう御質問ですね。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（広瀬武雄君） ですから、先ほども申しましたように、総務常任委員長としては、ほかの委員さんもいらっしゃいますので、山田議員のおっしゃることは非常によく私も理解いたします。しかしながら、ほかの委員さんがどのようにその場でおっしゃるかによって、その委員会を仕切っていくという形になりますと、この場でどうのこうのは今申し上げられる段階ではないと。ただ、私の意見というか、私見は委員長としては述べられないことになっておりますので、まことに申しわけないんですが、それは割愛させていただきたいという思いでございます。

ただ、逆に、何ゆえにそこまで山田議員がこだわられるのか、この辺は非常に大きな委員長として疑問を持つところでございます。いわゆる肅々と、最近「肅々」という言葉がはやっておりますが、総務常任委員会においてもきちんと公明正大に協議した結果の話でありまして、著しく一部分について偏見と云々でこのような決議が行われたわけではないと。この辺だけは、委員会に所属していただいている山田議員もその空気の中で十分御理解いただいていると思いますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいなと、こんなふうに考えているところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、偏見で強く申し上げておるんじゃないでございます。ある議員は裏で、山田議員は自分の問題を抱えておるで言っておるんじゃないかということ、議場で議員が絡んどらへんかと。絡んどったらだめだよと。そういう見識で質問したり意見を申し上げてもらってはあかんです。そういう意見で私は頑として申し上げおるわけではございませんから。

公園は必要か必要でないか。適地か適地じゃないか。何で議員と関係あるんですか。議員と関係あるとするならば、だれが見たって適地じゃないところを公費で買いなさい。公園にしなさい。かつまた、価格にしても、標準金額、市役所が買収するのに、過去から未来へ公平公正に価格の基準があって買われる。それ以上にプレッシャーかけたり、どうのこうのやれば、これは議員が絡んでおると。何も無いのに、絡んでおるとか、そういう憶測のもとに、偏見の考えのもとに審議をなさること自体が私はナンセンスだと。そういうことならば、総務委員長は立派な、見識の高い人なので、しっかりとこの件で、そういうふうなことで処理をされるんならば、私は来年度の一般予算においても、しっかりとかじを取っていただきたい。来年意見が出たら、しっかりと言いますよ。だから、3対2であろうが、4対1であろうが、委員長という方は見識の高い方だから、僕はあなたを委員長にしておるわけですから、しっかりと船をこいでください。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野でございます。

第62号の平成22年度瑞穂市一般会計補正予算について、質疑をしたいと思います。

私は産業建設常任委員会に所属をしております、産業建設委員会としては、総務常任委員会へ意見を議長に対して提出をしております。内容については、先ほど産業建設常任委員会の委員長が報告したとおりでございますが、産業建設委員会としては、公園用地購入における選定については、執行部において12月定例議会前までに十分精査して、決定した後、産業建設常任委員会で明らかにし、協議をしながら進めることを条件とすることで全会一致の結論を得たということで、議長あてに行っているわけですが、総務委員会の先ほどの委員長の報告を見ておりましたら、私たちの産業建設委員会から行った内容について審議されていないふうに見受けられるわけですが、そこについて、委員長からお答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの松野議員の質問にお答えいたしますが、逆にちょっとお聞かせいただきたいんですが、何がゆえに産業建設常任委員会の意見報告が十分審議されていないと思われるとおっしゃられるのか、明確にしていきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 委員長、反対の質問はできません。訂正してください。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 失礼いたしました。ただいまの発言は削除、修正いたします。

じゃあ、戻りまして、お答えいたします。

産業建設常任委員会の意見書は議長を通じて提出いただきましたが、これも含めて、委員長報告の中にありますように、十二分に検討させていただいた結果であるということだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 12月議会までに十分精査していこうと言っておるわけですけど、そして予算については認めると言っていますね。総務の中での話はそういった話じゃなくて、最初からお金については基金にしたらどうやということが出ていますね。私たちの産業建設から出た、そういったお話もされているのか、ちょっと確認をしたいんですが。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） お答えいたします。

12月までに箇所づけをしてほしいとって産業建設委員会の意見が一致したと、そういうふうに承っておるわけですね。それを踏まえて、何度も申し上げますように、総務常任委員会では協議した結果、本日の私の報告のとおり、近い将来提案されたならば、粛々と審査に応ずると申し上げているわけでありまして、期限の問題は、総務常任委員会ではいつまでにとすることは決めませんでした。産業建設委員会は12月までとおっしゃっておられますが、総務常任委員会は、12月とか、11月とか、1月とかという具体的な期限は切らなかったということがございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 近い将来という話ですけど、産建では12月とっておりますが、そこから辺の12月議会までという話を十分に検討されておるのか、近い将来と云って、いつわかりませんわね。12月ということはやっぱり入っておるわけですか。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） お答えいたします。

「近い将来」という文言の中に、12月までも含むのかという御質問かと思いますが、それは含んで結構かと認識しております。そのようなことも協議いたしました。いわゆる松野議員が御心配なのは、いつまでの将来なのかということだと思っただけですね。したがって、遠い将来であれば、近い将来とは申しません。単なる「将来」という表現をするところではございますが、あえて、産業建設常任委員会の意見の中に12月という項目が入っておりましたので、そこは、先ほど申しましたように、10月、11月、12月という具体的な月は表現いたしませんでし

たが、それを勘案して「近い将来」という表現にさせていただいたということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 近い将来というのは、12月までと。もう一回確認します。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） お答えいたしますが、近い将来というのは、12月も含めて、1月であるかもわかりませんし、2月であるかもわからないという解釈をしていただきたい。あるいは極端な話、ひょっとしたら、あり得ないかもわかりませんが11月ということも近い将来の中に入り込むと、このように考えていただいて結構ではないか。ただ、ちょっと余分なことを申し上げますと、いわゆる早目の月数をここで限定すると執行部側に御迷惑がかかるという点も、いろいろな観点から配慮している点は御認識いただけたらと、このように思っております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子でございます。

私は、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について、質疑をさせていただきます。

ただいま広瀬武雄委員長の委員長報告にありましたように、傍聴させていただきましたが、大変公明正大に丁寧に、いろんな意見が、皆さんが同じ意見だったわけではなく、議論が激突する場面もありながら、大変冷静に時間をかけてまとめられたことについて、敬意を表しつつ、なお、大きく分けて2点について質疑させていただきます。

瑞穂市議会では、予算、決算の議案につきましては、総務常任委員会のほかの3常任委員会、産業建設、厚生、文教にその所管部分に関しては協議するという形で協議を任せ、その内容が付託されている総務常任委員会に報告、送付されることになっております。こういう経過になっております。

今回、補正予算（第4号）につきましては、私は産業建設も傍聴したわけですが、両方とも公園費の2億円について審議が集中いたしました。この補正予算について、ただいま委員長報告にありましたように、厚生常任委員会と文教からは何ら報告がなく、産業建設常任委員会協議会からだけ報告がありました。これがまず事実確認です。

私は、両方傍聴という形で会議を見せていただきましたが、審議のやり方が極端に違っていました。これについて、2点質疑をさせていただきたいわけですが、具体的な違いにつきまし

て申し上げますと、産業建設常任委員会及び協議会は、一つ目、秘密会にされたこと。二つ目、協議会の協議はすべて別室協議で、傍聴していても、議事についてはどういう協議があったのかは全くうかがい知ることはできませんでした。三つ目に、協議会の2日目は、翌日の午後3時から穂積庁舎に会場が変更されました。この申し上げた3点ですね。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、議案第62号についての質疑をしてください。産建の進め方の質問をされましたので、訂正してください。

3番（熊谷祐子君） いいえ、この後、委員長に質疑をしなければなりません。関連がございますので。

議長（小川勝範君） 産建の協議会の質問をされましたので、それは訂正してください。

3番（熊谷祐子君） 事実を言っているだけです。

議長（小川勝範君） 関係ございません。

3番（熊谷祐子君） 分割付託ではありませんけれど、最初に申し上げましたように、その所管部分については各常任委員会で協議されるような仕組みになっているわけですから、それを申し上げているわけです。

以上3点につきまして、自治法の115条には、会議はこれを公開とするというのがございます。また、申し合わせ事項の常任委員会のところには、会場は申し合わせ事項で決まっております。産業建設常任委員会は巢南庁舎で開くということになっております。

一方、総務常任委員会が同じこの付託議案を審議するときには、秘密会、別室協議になることも一切なく、会場も突然の移動ということもなく、されたわけですね。

この違いについて、お伺いします。総務常任委員会の広瀬武雄委員長にお伺いいたします。同じ議案を、産業建設常任委員会協議会では、その前にもう開かれ、報告が送られているわけですね。経過は耳に入っていたと思いますが、総務常任委員会を秘密会、並びに別室協議にする必要は感じられなかったのでしょうか。また、委員から……。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、その関係等については、62号の議案についての質疑でございますので、委員会のあり方については本会議から付託しておりませんので、この62号についての質疑をしてください。

3番（熊谷祐子君） そのようにしております。

広瀬武雄議員に伺います。同じ議案を協議、審議するのに、余りに極端に違うということは、皆様に申し上げますが、瑞穂市議会のこれからにとってゆゆしき問題だと私は思っております。市民に対して開かれた議会であるべきです。そういう観点で質問させていただいております。同じ議案がどうしてこんなふうに違う、全く両極端な協議、審議のされ方をされるのでしょうか。全く私の、この議案第62号、補正予算（第4号）に関して、今、私が申し上げたことは関係ないことでしょうか。

総務常任委員会というのは、委員会の中でも扇のかなめになる委員会であり、特に予算、決算もですが、決算は認定ですので、予算に関しては、各委員会協議会から送られてきたものも参考にして、最終的に質疑、討論、採決をする責任がある立場でございます。ですから、その委員長にお聞きします。あのよう公明正大に時間をかけて丁寧にされましたが、一方で、総務常任委員会に送られてきたものも随分丁寧にしていましたね。時間かけてしていたことは、私、傍聴して知っておりますが、同じことを協議するのに、秘密会にするような必要はないと思われたのか。委員からの意見もお聞きします。

2点と申し上げましたが、もう1点は、今後、これはずっと、特に予算について、所管部分については各常任委員会協議会で協議されるわけですから、そのあり方として、送られる側の総務常任委員会委員長としての御見解です。送られる側、そして採決もしなければならない総務常任委員会委員長として、このように違う協議、審査のあり方をどう思われるか。受けて、採決するわけですのでね。よろしいでしょうか、2点。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 総務委員長に申し上げます。

議案第62号についての質疑だけ答弁してください。委員会のあり方は関係ございませんので、62号についての質問だけ答弁してください。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの熊谷議員の質問にお答えいたしますが、ただいま議長からちょっと条件が付されましたので、どのような答弁をしていいのか、非常にこの壇上に上がっても迷うところでございますが、質問の中身につきましては、いわゆるあり方の問題はだめだと議長がおっしゃられるという面からすると、回答も答弁も必然的に制限されるということでございますが、確かに総務常任委員会としては、おっしゃるように扇のかなめとして、非常に幅広い見識のもとに慎重審議を重ねるとというのが大前提でございますし、公明正大は当然のことございまして、どこの常任委員会が秘密会議にされたかは、私の総務常任委員長として、その委員長になぜそのようなことをされたのかというような質問をする権限はございません。したがって、本当に報告書を議長を経由していただいたものを、ペーパー面から解釈しまして、総務常任委員会で慎重審議をしたということでございますので、これ以上の答弁は、なぜかということについては、当秘密会議を行われた常任委員会にお聞きになるべきではないかなと、このように考えます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正です。

討論としては、1、原案に賛成で修正案に反対、2、原案及び修正案に反対、3、修正案に賛成の3通りが考えられます。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

討論としては、まず1、原案に賛成で修正案に反対、2、原案及び修正案に反対、3、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それではまず、原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、原案に賛成、修正案に反対という立場で意見を申し上げます。

先ほど声高らかに、私は議員の使命感とはどうあるべきか。偏見的ではなくて、どの議案においても中正を尽くして、公平平等に市民のために検閲しながら審査する。何もほかの意図を含まず、しっかりやるという神聖な立派な議員さんばかりやと思うんですね。そうであるならば、公園という問題は、若い人が非常に住んでいただいております人口急増地帯なんですね。堀市長においても、下水の問題、公園の問題、非常におくれておると。国政においても緑化の問題は大きな重要テーマなんです。予算の関係においても、当初は心配しておったけれども、十分2億円前後は健全財政のもとに耐えられると。だから、出したんだと、その理由も述べられておるわけです。

だから、どこから見ても、修正議案を出さなければ、ああじゃこうじゃという内容ではないんです。あえて内容であるというならば、その公園の場所、積算の根拠がどうも不明瞭だと。不信だと。何かだれやしらんけど、議員さんがおっしゃったけど、議員が絡んどらへんかと。絡んでおるとすれば、適正でないところをプレッシャーかけて買わせる。どこから見ても、あんなもの、公園の位置としてはおかしいじゃないか。値段も全然おかしいじゃないか。そういう審査の上にそういう意見を出されるならば、僕は偏見とは言いませんけれども、何もかもごちゃまぜにして、偏見。そういう根拠性のない意見から審査すること、それが偏見なんですね、私が言うのは。いつも申し上げているように、議員はどなたも政治思想は関係なしに、中正公平に市民に還元すべきであると。そのために、一般予算、ほかの議案もすべて公平平等に神聖にしっかり審査をしなきゃならんし、執行部におかれても、議案を出された以上、どんな質問

に対してもお答えいただく。お答えできないということになってくると、今、総務委員長の言うように修正議案という目で見られることもあると。だから、今後出されるについて、執行部に申し上げたいことは、どこから議員が質問をしても、答弁できる、責任の持てる議案を出していただきたいし、責任持てないということになってくると、こういう議案を出すこと自体が不見識だと言われますから、私はそう思っております。

だから、どういう内容、質問に対して答えが不明瞭であろうとも、いわゆる箇所づけとか、積算の根拠が確かに不明瞭だったね。それで、予算だけは認めるけれども、産業建設の協議会としては、予算は悪いことじゃないで、粛々とやってもらわないかんで認めるけれども、その積算の根拠、箇所づけはしっかり報告して、それでよしとすれば決行してくださいという内容なんです。

総務常任委員会としては、不明瞭な状態、答えられない状態では予算執行が一切認められないと。公園はつくっていただいてもいいけれども、しっかり答弁を今できない以上、予算執行はだめですと。だから、いつでも公共用地が買えるように、積み立てをやりなさいと。いつでも積算の根拠とか、箇所づけ、どこから見ても納得できる提案をされる状況であれば、いつ出してもらってもいいと。いつ出してもらってもいいけれども、あしたとかあさってとか言わへんよ。総務常任委員長は、10月でも11月でも12月でもいい。産業建設常任委員会は12月までということであつたわておるから、12月。1月でも2月でも3月でもいいと。3年も5年後のことは言つたらへんということをお答弁された。全くそのとおりだと思うんですね。だから、積算の根拠と箇所づけをしっかりと、議員さんがどんな質問をしても答えられる。議案をあしたでもあさってでも、出せりゃあ、あしたでもあさってでもいいですよ。そういうことですから、執行部、よく頭をひねって、公園がどうしても必要であるならば、必要でないならば3年も5年もほかっておきいいわ。必要だったら、どんな質問にも答えられるというなら、あしたでもあさってでも、11月でも12月まで待たんでもいいですよ。それをやってください。ちゃんと総務常任委員会として、どえらい議論を交わした結果、修正議案を出された方も、それに賛成された方も、何も説明できないからこういうことをするんだから、説明ができる議案を出してくださいよと。だから、箇所づけも積算根拠もどんな質問でも責任持って提案をされるんやったら、何も別に拒むものじゃない。公園は必要だからと。そういうことであれば、全員が賛成なんだから、執行部、胸に命じて、しっかり議員を軽視せずに、総務委員会の見識も高いわけですから、しっかりやってください。

ただし、私は、産業建設常任委員会が言われたように、とにかく一日も早く公園のいい場所があつたって地権者が協力せなやれえへんで、予算化していくで、しっかり答弁のできる根拠を持って取り運びしてください。決まったら、そういう根拠性も含めて提案してください。そうすりゃあ認めますから。とにかく予算だけは認めるということをお答弁された産業建設常任委員会では、

採決権はないけれども、議論を交わした結果、そういうことを言われた。五十歩百歩やと思うんや。都市整備やったって、そういうことを言われたけど、総務常任委員会は、それは認められんけれども、いつでも積算の根拠と箇所づけができれば、説明できりゃあ、いつ出してもらってもいいで、私は認めるで。予算を先に認めるか、後になるかだけの問題やでね。しかし、相手のあることですから、こんなややこしいことを言われるんやったら、おいたということになったら、提案しても、こんなややこしいことを言われるんやったらおいたと言われや、買えないでしょう。だから、この構造を了とするならば、産業建設常任委員会が御進言されたように、私は議員の諸侯満場一致でもって原案どおり賛成、修正議案は反対という行使をしていたたくことを心からお願いするものであります。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まずもって申し上げておきますけれども、私は、堀市長が進める公園計画には賛成でございます。むしろ松野さんファミリーの56年間の中でしっかりと公園整備が行われるべきであったと、そういうふうと考えております。

ただ問題は、今、山田議員が修正案の反対討論をされましたけれども、住民の税金のチェックをするのが、我々議会、議員の役割であります。かかる観点から、今回の補正予算における土地建物等購入費1億9,200万円、公園調査設計委託料800万円、この計上の中身について、やはり住民に対して説明責任が果たされなければならない。しかしながら、委員会の中での質問に対しては、産業建設常任委員会で報告を受けたということがありますけれども、つまり九つの候補地の中から、予算が可決をされたならば絞り込みをしていく、こういう答弁の域を出る具体的な説明は全くなかったんであります。細かいことを言うな。相手のあること。いつ土地が出るかわからん。だから、まあ予算を決めておいて、それから絞り込んでいけばいいじゃないか。こういう意見もあろうかと思えますけれども、そういう発想でもって、そのほかの所管の事業に対して予算を編成するとするならば、果たして住民から見て、そういう予算の編成の仕方というものをどう見るでしょうか。こういうことがやはり大切なことだというふうに思っております。

私は、そのことを踏まえた上で、12月議会なりに箇所づけをして、算定をきちっとして出してくるんであるならば、まさしく総務常任委員長が報告をされましたように、粛々と審議をしていく。それが議会の立場である。ただその場合の提案においても、算定根拠だけではなくて、

九つの候補地があるというふうに執行部が言われておるわけでありますから、その候補地の中から、その土地がなぜ選定されたのか、その根拠はどこにあるんだ、優先順位はなぜそれが先だったんだということも含めた客観的な評価というもの、このことが必要であるだろうと思います。それがより詳細であればあるほど、住民の納得というものが深まっていくんじゃないでしょうか。

そういう中であって、やはり執行部の計上した予算の執行というものがより正当性を持ってくる。行政に対する信頼も深まる。こういう問題ではないかというふうに考えておりますので、まず執行部が提案をされるまでは、この基金として2億円を積み立てておくという方法は、まあ適切な対処方法ではないかなというふうに考えておりますので、修正案の賛成の討論にかえさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成、修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第20 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第20、発議第8号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、予防できる唯一のガンとされています。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること及び予防検診によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが上げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認、発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれましては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施をしていただくよう強く要望します。

記1．子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進。

予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助。

特定年齢層以外についても一部補助の実施。

居住地域を問わない接種機会の均てん化。

ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究。

1. 子宮頸がん予防検診の実施の推進。

特に必要な年齢を対象にした検診については、国による全部補助。

従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大。

居住地域を問わない受診機会の均てん化。

1. 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備。

なお、提出先は、菅総理大臣、細川厚生労働大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第21 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第21、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題とします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

土地財産調査特別委員会の実施状況について。

本委員会は、平成22年度におきましては、去る7月20日火曜日に第20回会議を、9月24日金曜日に第21回会議を開催したので、その内容につきまして簡潔に御報告申し上げます。

7月20日の会議では、管財情報課から、平成22年度4月から委員会開催時までの市有財産の状況について説明がありました。

その内容は、用途廃止に伴う普通財産売却、これから予定する普通財産の売却準備及び道路拡幅事業の代替地として所有権移転の各案件について、報告説明がなされました。

委員からは、管財情報課からの報告箇所以外に、市内未利用地として委員会リストに掲載のある個別箇所について個別に意見や質疑があり、管財情報課がそれに沿って回答したところがございます。

例を申し上げますと、古橋、横屋地区の市未利用地について、管財情報課は公園との案を示していますが、公園緑地計画との整合性とか、公園計画を所掌する都市開発課と調整するなどして、地元へおろし、そこでも検討してもらおう等、実施に向けて行動し、努力しなければならないとの意見や、一部の普通財産について、近隣住民の方が自動車駐車場として利用しているが、これが無断駐車であるならば利用料金を徴収すべきではとの意見があり、管財情報課から調査する旨の回答がありました。

また、穂積駅付近の市有財産の利用方法についても議論に上り、有効な利用はないかと管財情報課へ伝えたところであります。

いずれにしましても、これまでの特別委員会において、委員会と管財情報課において未利用地の利用計画をすり合わせた結果について、できるものから順番を決め、早急に手続を進めることと管財情報課に伝えたところです。

9月24日の会議におきましては、前回会議からの市有財産の状況につきまして、管財情報課から報告がありました。

その説明後、土地売却の案件について、委員からは、市有財産となった理由を検討すべきであり、市有財産となったことは当時何らかの取得目的があったはずであるとの意見がありまし

たが、当委員会としては、市有財産未利用地の有効利用を検討することが与えられた任務であることから、売却を進めてほしい旨、意見を取りまとめました。

土地売却の別の案件については、払い下げ希望者以外の隣地の方にも売却方針を説明すべきであるとの意見があり、管財情報課からも隣地に確認する旨の回答がありました。

また、瑞穂市公園・緑地等基本計画として、9月3日の議会全員協議会で提出された市所有地の公園計画予定地3件について、委員から、売却できるものは売却してもいいのではとか、場所によっては貸し駐車場で利用できる場所もあるのではとの意見がありました。

また、過去に道山めんの土地取得、土地利用についての問題とか、あるいは損金が出た場合、だれが責任をとるのか。また、土地取得について、法律違反のところがあるのではないかとの意見も出ました。

いずれにしても、未利用地の有効利用や処分について、少しでも進むよう準備願いたいと管財情報課に申し伝えたところです。

以上、本委員会の第20回及び第21回の土地財産調査特別委員会の開催概要、並びに調査の状況を述べ、第7回目の中間報告とさせていただきます。

平成22年9月28日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。以上です。

議長（小川勝範君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） 会議を閉じます。

平成22年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月28日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 棚橋敏明

議員 広瀬武雄